



平成29年6月2日

各位

会社名 宮越ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 宮越 邦正
(コード番号 6620 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 板倉 啓太
(TEL 03-3298-7111)

第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式の発行並びに
主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成29年6月2日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の定時株主総会で関連する議案が承認されることを条件として、デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）の手法を用いた第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本第三者割当増資に伴い、主要株主及びその他の関係会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I 第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払込期日	平成29年7月5日
(2) 発行新株式数	10,600,000株
(3) 発行価額	発行価額 1株につき457円 発行価額の総額 4,844,200,000円 上記の金額は、全て現物出資（DES）の払込方法によります。
(4) 資本組入額	資本組入額 1株につき228円50銭 資本組入額の総額 2,422,100,000円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(6) 割当先及び株式数	①Century Paramount Investment Limited（センチュリー・パラマウント・インベストメント・リミテッド）（以下「センチュリー社」といいます。） 5,300,000株 ②Long Wing Holdings Limited（ロンウィン・ホールディングス・リミテッド）（以下「ロンウィン社」といいます。） 5,300,000株

(7) 現物出資財産の内容	①センチュリー社が当社に対して有する貸付金元本債権（総額 2,688,755,143 円）のうち 2,422,100,000 円に相当する部分 ②ロンウィン社が当社に対して有する貸付金元本債権（総額 2,687,236,890 円）のうち 2,422,100,000 円に相当する部分
---------------	---

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社グループの事業状況の現状及び財務状況と募集の目的

当社は、平成23年10月、クラウン株式会社（旧商号 宮越商事株式会社）の単独株式移転により設立された持株会社であり、当社グループは電気機器等の製造販売事業をグループの中核として事業を展開してまいりました。

しかしながら、リーマンショック以降における世界経済の停滞の影響は、家電業界においては特に顕著であり、当社グループの電気機器等の製造販売事業におきましても厳しい状況が続き、売上高の減少に加えて、アジア地域など発展途上国の企業の台頭により厳しい価格競争に晒され、当該事業は採算性が見通せない状況が継続しておりました。

一方、当社の子会社である深圳皇冠（中国）電子有限公司（以下「皇冠電子」といいます。）が所在する深圳市は、人口1800万人を擁し、中央政府が進める次世代の現代サービス産業の高度化を担うべく、ハイテク・情報・金融等を基盤とした国際都市への転換を図り、香港・マカオを一体化した一大経済圏の中心に位置する中国華南地区の中心都市として発展を続けております。

このように発展を続ける深圳市の経済的環境下、皇冠電子が所有・管理する同市所在の不動産物件（土地127千㎡、建物114千㎡）の賃貸管理事業につきましては、営業収入及び利益率の高い安定的かつ堅調な業績を継続的に維持しており、当該事業は当社グループを牽引する事業へと成長しております。

また、皇冠電子が保有する上記不動産物件は、深圳市の中心部である福田区に位置し、官公庁街に近く、交通インフラ（主要幹線道路、地下鉄駅、高速道路IC、深圳市最大のバスターミナル等）等の都市機能が集中した付加価値の高いエリアにあります。

皇冠電子は、上記不動産について、上記のとおり発展を続ける深圳市福田区に所在する優位性を最大限に活用した、オフィス、商業・サービス、レジデンスなどで構成される総延床面積約700千㎡・建設費約1千億円規模の大型総合都市開発プロジェクトを推進しております。当該開発プロジェクトは、中国政府が進めている「イノベーションを基軸とした総合都市開発」をコンセプトとして、日本をはじめ海外の先進的開発や運営技術を導入した、深圳市経済発展のモデルとなる再開発を目指しております。当該開発事業は、中国政府、在日本大使館などの政府機関をはじめ、大手金融機関、大手商社、不動産開発事業会社など国内外多方面から支持・協賛を受けており、現在、深圳市政府関係部門と協議調整を図りながら、開発許可の申請に向けてプロジェクトの策定を進めている段階です。

一方で、当社グループは、電気機器等における経済環境を踏まえて、同事業部門の縮小により、当社グループにおける経営リスクを排除し、皇冠電子の成長に資する不動産開発事業への経営資源の集中が急務であるとの判断に至り、平成26年10月10日付「子会

社の事業縮小に関するお知らせ」のとおり、電気機器等の製造販売事業の大幅な縮小を実施いたしました。

このような状況のもと、充実した自己資本を確保しながら健全な財務基盤を維持することは、当社の持株会社としての重要な経営戦略の一つであります。今後、当社グループは、深圳市の不動産開発を推し進め、開発完成後の事業や当該事業から派生する新事業を取り込むことによって事業拡大を図る予定ですが、そのために必要となり得る開発資金の負担に備えるためには、現時点において、自己資本比率をさらに高め、信用力を強化し、資本市場や金融機関等からの資金調達における選択肢を多様化できる財務基盤を確保することが必須となります。

当社は、平成28年12月12日にD E Sの手法による第三者割当増資を実施し、当社グループの自己資本比率を約48%まで向上させましたが、皇冠電子の推進する上記大型総合都市開発プロジェクトの想定規模（総延床面積約700千㎡・建設費約1千億円規模）に鑑みると、一層の自己資本比率の向上及び財務基盤の強化を図る必要があると考えております。このような状況のもと、D E Sの手法を用いた本第三者割当増資は、有利子負債の圧縮と自己資本の拡充を通じて財務基盤の強化を可能とするものであり、当社グループの今後の事業の安定・拡大のために必要不可欠であると考えております。加えて、本第三者割当増資により、有利子負債の大部分が無くなることにより、当社及び当社グループにおいて、有利子負債の元本返済負担及び金利負担から解放され、収益及びキャッシュ・フローの改善も期待されます。

以上に鑑み、当社は、本第三者割当増資は、当社グループの企業価値向上及び既存株主の利益向上につながるものと判断し、本第三者割当増資の実施を決定しました。

当社は、本第三者割当増資と同等の有利子負債の圧縮と自己資本の強化を達成するその他の方法についても検討いたしましたが、公募増資や株主割当増資、ライツ・オフリングについては、調達金額が株式市場における需要状況等の要因に左右されるため、本第三者割当増資における発行総額相当額（4,844,200,000円）を調達できるか否かについて不確実性があると考えております。金銭を払込財産とする第三者割当増資については、本第三者割当増資における発行総額相当額の金銭の払込みに応じていただける割当先を確保できるか不確実であること、また、新株予約権の第三者割当については、資金調達の金額・タイミングが新株予約権の行使に左右され、当社が企図している自己資本比率の即時の改善が見込まれない点で、実施が困難であると判断いたしました。したがって、当社がセンチュリー社及びロンウィン社のそれぞれに対して負う借入債務の弁済期日（平成30年3月25日）の到来前に、当該債務のD E Sによる第三者割当増資を実施することが、最も現実的な選択肢であると判断いたしました。

(2) 株式の希薄化による株主に対する影響

本第三者割当増資により発行する新株式数は10,600,000株、当該株式に係る議決権数は106,000個であるため、本第三者割当増資により、現在の発行済株式数（19,414,943株）に対し54.59%相当、平成29年3月31日現在の総議決権数（194,026個）に対し54.63%相当の株式の希薄化が生じます（いずれも小数点第3位切り捨て）。

しかし、上記「(1) 当社グループの事業状況の現状及び財務状況と募集の目的」に記載のとおり、当社グループは、不動産賃貸管理事業に加えて当社グループの中核となることが期待される不動産開発事業の一環として、皇冠電子が所有・管理する深圳市所在の不動産物件について大規模な都市総合開発を予定しており、本第三者割当増資は、自己資本比率を向上させ、今後、当該不動産開発事業を推進するにあたって必要となり得る資金調達における選択肢の多様化に資するものであると考えております。

現在、当社グループの不動産賃貸管理事業は安定的かつ堅調な業績を維持しており、高成長が続く深圳市において、引き続き業績の成長が期待できるものと判断しておりますが、これに加え、上記都市総合開発の完成後の事業や当該事業から派生する新事業を取り込むことにより、グループ事業の更なる拡大を図ってまいります。

このように、本第三者割当増資により可能となる当社グループの不動産賃貸管理事業及び不動産開発事業の拡大を通じ、中長期的には、企業価値が向上し、本第三者割当増資による希薄化を上回るEPS（1株当たり純利益）が上昇することが見込まれます。そのため、当社としては、本第三者割当増資による株式の希薄化は合理的な範囲であると判断しておりますが、下記「9. 企業行動規範上の手続き」のとおり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認に係る手続きとして、平成29年6月29日開催予定の第6回定時株主総会に、本第三者割当増資に関連する議案を上程し、株主の皆様の承認を得ることを本第三者割当増資の実施の条件としております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資（DES）によるものであるため、調達する資金はありません。

(2) 現物出資の目的となる債権

① センチュリー社

センチュリー社が当社に対して有する以下の貸付金債権（元本総額2,688,755,143円）のうち2,422,100,000円に相当する元本債権を現物出資の対象といたします。

債権の表示： 平成25年3月25日付免責的債務引受契約書に基づき当社が債務引受を行った借入債務に係る債権

当初債権者： 日本長期信用銀行（平成5年5月10日付手形貸付による貸付金債権）

原債務者： クラウン株式会社（旧商号：宮越商事株式会社）

元本： 総額2,688,755,143円（当初元本総額3,500,000,000円）

返済期日： 平成30年3月25日

利息： 年利 1.0%

弁済方法： 期日一括弁済

②ロンウィン社

ロンウィン社が当社に対して有する以下の貸付金債権（元本総額 2,687,236,890 円）のうち 2,422,100,000 円に相当する元本債権を現物出資の対象といたします。

債権の表示： 平成25年3月25日付免責的債務引受契約書に基づき当社が債務引受を行った借入債務に係る債権（注）

原債務者： クラウン株式会社（旧商号：宮越商事株式会社）

元本： 総額2,687,236,890円（当初元本総額2,864,525,000円）

返済期日： 平成30年3月25日

利息： 年利 1.0%

弁済方法： 期日一括弁済

（注）ロンウィン社が当社に対して有する貸付金元本債権の内訳

番号	貸付形式	契約締結日	当初債権者名	当初借入金額	借入元金残高
1	手形貸付	平成5年 6月30日	(株)日本債券信用銀行	1,700,000,000円	1,631,773,475円
2	当座貸越	平成5年 8月4日	(株)京葉銀行	800,000,000円	690,938,415円
3	手形貸付	平成6年 2月28日	(株)京葉銀行	364,525,000円	364,525,000円
合 計				2,864,525,000円	2,687,236,890円

※本第三者割当増資においては、上記の各貸付金元本債権のうち、上記1及び2記載の債権の全部及び上記3記載の債権の一部（364,525,000円のうち99,388,110円）を現物出資の対象とする予定です。

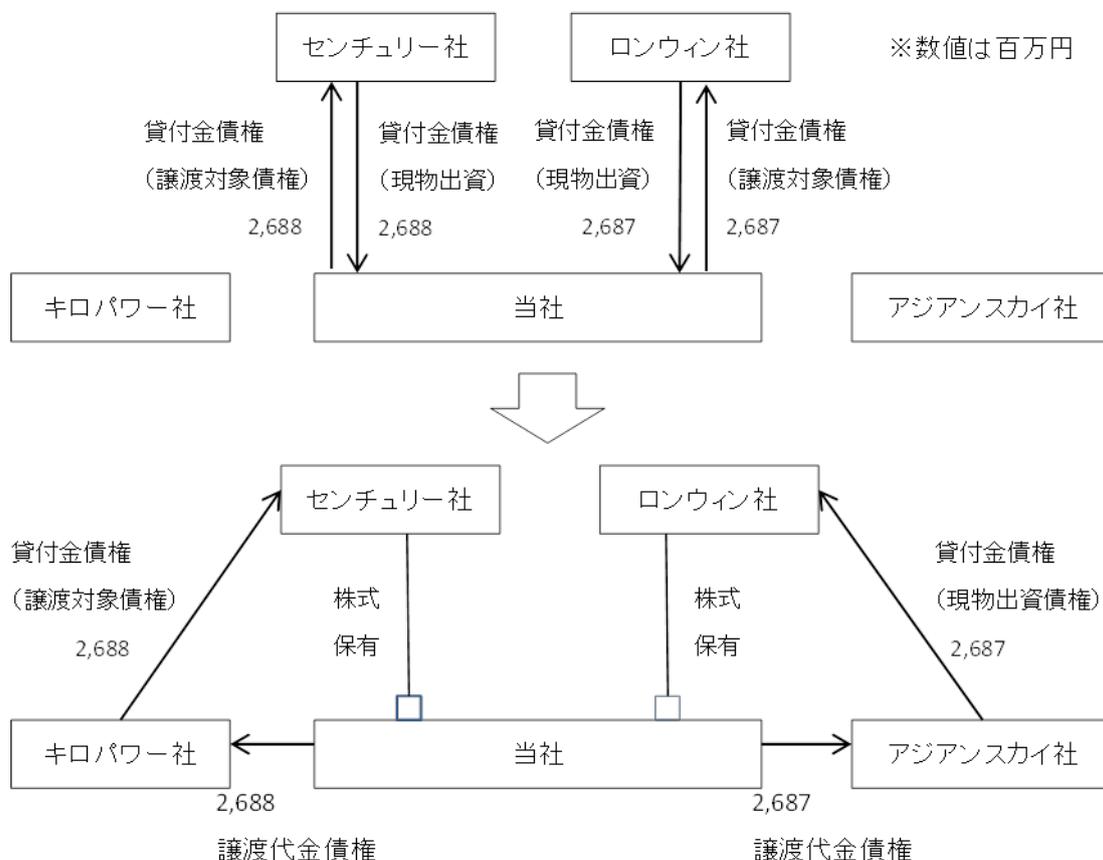
なお、平成25年3月25日付当社プレスリリース「当社子会社およびその他の関係会社の債権の取得および債務の引受けに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、上記の貸付金元本債権を免責的債務引受けに基づき当社が負担することとなった平成25年3月25日時点において、ロンウィン社が当社に対して保有する上記②の貸付金債権（現在の元本残高2,687百万円）の反対債権として、当社はロンウィン社に対し貸付金債権（現在の元本残高2,687百万円、返済期日平成30年3月25日）を保有していたところ、平成28年12月頃、当社の主要株主である ASIAN SKY INVESTMENTS LIMITED（アジア・スカイ・インベストメンツ・リミテッド）（以下「アジア・スカイ社」といいます。）から、当該債権の譲受けの申入れを受けました。また、平成25年3月25日時点において、センチュリー社が当社に対して保有する上記①の貸付金債権（現在の元本残高2,688百万円）の反対債権として、当社はセンチュリー社に対し貸付金債権（現在の元本残高2,688百万円、返済期日平成30年3月25日）を保有していたところ、平成29年1月頃、当社の株主である Kilo Power Limited（キロパワー・リミテッド）（以下「キロパワー社」といいます。）から、当該債権の譲受けの申入れを受けました。当社は、2社それぞれとこれまでの関係性（アジア・スカ

イ社については、当社の主要株主であり、昨年8月に同社子会社のアジア インベストメンツ・グループ・リミテッドに当社が保有する債権を譲渡した実績があること、また、キロパワー社については、当社が電気機器販売事業を行っていたときの取引先であり、当社との取引が終了した後も、皇冠電子の不動産開発には関心があり、当社グループの決算発表の内容や事業動向に関する問い合わせ等を通じ業務内容等を熟知していること)を勘案し、かかる申入れに対する検討を行う中で、当社が当該債権譲渡に応じた場合にセンチュリー社とロンウィン社に対して引き続き負担することとなる当社の上記貸付金債務の解消方法として、DESによる本第三者割当増資を行うことについても検討を開始しました。これらの検討の結果、キロパワー社とアジア・スカイ社への債権譲渡とDESによる本第三者割当増資を併せて行うことは、当社の財務上の課題である自己資本比率の向上を図りつつ、譲渡によって債権の一部を早期に現金化できる点で、センチュリー社とロンウィン社との間の貸付金債権と貸付金債務の相殺を行うよりも当社にとって望ましい財務施策であると判断いたしました。そのため、当社は、平成29年4月10日付で、キロパワー社に対し、センチュリー社への貸付金債権をその元本残高と同額の2,688百万円で譲渡するとともに、アジア・スカイ社に対し、ロンウィン社への貸付金債権をその元本残高と同額の2,687百万円で譲渡いたしました。なお、キロパワー社とアジア・スカイ社に対する債権譲渡代金は、平成29年12月31日以降平成34年6月30日まで6ヶ月ごとに計10回の分割払いにより支払われること、また、最終の分割払期日である平成34年6月30日に、利息(年利1.0%)が一括して支払われることが合意されております。当社は、債権譲渡代金を、中国での不動産開発の初期費用の支払等に充てることを予定しております。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日(平成29年7月5日)において本第三者割当増資を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

なお、センチュリー社とロンウィン社が当社に対して有する上記貸付金元本債権及びこれに対する経過利息のうち、現物出資の対象となる貸付金元本債権以外の債権につきましては、弁済期を従前どおり平成30年3月25日とすることで合意しております(同日における支払金額は、①現物出資の対象とされた元本債権に対する払込期日までの経過利息及び②現物出資の対象とされなかった残元本債権に対する平成30年3月25日までの経過利息を含め、センチュリー社に対しては289百万円、ロンウィン社に対しては301百万円となる見込みです。)

(センチュリー社及びロンウィン社に対する上記貸付金債権の譲渡、並びに本第三者割当増資の前後における債権債務関係の概要)



4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資（DES）によるものであるため、手取額はありません。

なお、現物出資の目的となる財産である貸付金債権に係る借入金は、いずれも、当初、当社の子会社であるクラウンが、株式会社日本長期信用銀行、株式会社日本債券信用銀行及び株式会社京葉銀行より、電気機器の仕入等の事業資金として借り入れたものです（かかる借入の詳細については、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 現物出資の目的となる債権」をご参照ください。）。いずれの債権も、複数の債権譲渡等（なお、その過程において、株式会社タスク（代表取締役 宮越盛也）が一時的に債権者となっております。）を経て、平成25年3月25日にセンチュリー社及びロンウィン社へ譲渡されましたが、その際、クラウンが当社の完全子会社となっていたことから、当社が、同日付でそれぞれの債権につき債務引受けを行いました。

なお、当社は、従来、各割当予定先に対して貸付金債権を保有しておりましたが、本第三者割当増資に先立ち、当該債権をアジアンスカイ社及びキロパワー社に対して額面と同額で譲渡しており、その結果、現在、アジアンスカイ社及びキロ・パワ

一社に対して譲渡代金債権を保有しております（詳細については、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」「(2) 現物出資の目的となる債権」をご参照ください。）。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

株式の発行価格は、取締役会決議日の直前営業日（平成29年6月1日(木)）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値491円を基準とし、かかる値から7%ディスカウントした457円といたしました。この発行価格は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値498円（1円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ。）に対して8.2%のディスカウント、同3ヶ月間の終値平均値489円に対し6.5%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値498円に対して8.2%のディスカウントとなります。

また、ディスカウント率を7%とした理由につきましては、①当社グループの財務体質を強化し、今後、深圳市の不動産開発を進める中で必要となる資金調達方法の選択肢を広めるうえで、本第三者割当増資を実行する必要性が極めて高いこと、②金利負担の軽減及び元金返済負担の軽減等、本第三者割当増資後に当社が享受する経済的利益が大きいこと、また、③割当先であるセンチュリー社とロンウィン社が長期的な株式保有を目的としていること等から、これらの要素を踏まえた合理的な範囲内でのディスカウントの検討が必要であると判断し、センチュリー社及びロンウィン社との間で慎重に交渉・協議を重ねるとともに、当社取締役会において当該発行価格による本第三者割当増資の実行について十分な審議を行った結果、ディスカウント率を7%とすることが合理的であると判断いたしました。

なお、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価格で決定することとされており、上記発行価格の算定は、当該指針に沿うものであることも踏まえますと、本第三者割当増資の発行価格は有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社の監査等委員会は、最近の当社の株価の推移、当社の資産・収益の状況、株式市況の動向等を踏まえて検討した結果、発行価格の算定においては、できる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であるところ、直近における当社株価の動きは特段不安定な動きをしていないものでなく、特殊な要因の影響はないと判断した上で、直前営業日の当社株式の終値は自然な市場取引により形成された客観的な株価であり、当社の企業価値を適正に反映していると考えられることから、上記の算定根拠による本第三者割当増資は有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する新株式数は10,600,000株、当該株式に係る総議決権数は106,000個であるため、本第三者割当増資により、現在の発行済株式数(19,414,943株)に対し54.59%相当、平成29年3月31日現在の総議決権数(194,026個)に対し54.63%相当の株式の希薄化が生じます(いずれも小数点第3位切り捨て)。

当初、割当先であるセンチュリー社とロンウィン社からは、同社の保有する全ての貸付金債権を現物出資に充てたい旨の要望がございました。しかし、昨今の株価の市場変動率は著しく、センチュリー社とロンウィン社が希望する取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値から7%ディスカウントを前提とすると、仮に株価が下降している局面において全ての貸付金債権を株式にした場合、更に大幅な希薄化となるおそれがあり、当社といたしましても、既存株主の皆様の権利を保護し、当社筆頭株主との関係性にも配慮する観点から、両社の要望を尊重しつつ可能な限り希薄化を抑えられるよう両社と交渉を重ねてまいりました。その結果、本第三者割当増資におけるセンチュリー社とロンウィン社への発行株式数をそれぞれ5,300,000株とすることで合意いたしました。

これにより、平成29年3月31日現在の総議決権数に対し54.63%の希薄化が生ずることとなりますが、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当増資を通じ、結果として企業価値が向上し、株主の価値の向上が図られることで、既存株主の皆様の利益に資するものと判断しており、本第三者割当増資による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の概要

① 名称	Century Paramount Investment Limited		
② 本店の所在地	Room 1903,19/F.,Emperor Group Centre,288 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong		
③ 代表者の役職・氏名	Director LAW, Fung Har		
④ 事業内容	事業会社への投資		
⑤ 資本金	50,000.00 米国ドル		
⑥ 設立年月日	平成 24 年 11 月 18 日		
⑦ 発行済株式数	50,000 株		
⑧ 決算期	12 月		
⑨ 従業員数	3 名		
⑩ 主要取引先	—		
⑪ 主要取引銀行	HSBC 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	LAW, Fung Har 100%		
⑬ 当社との関係	資本関係：該当事項はありません。 人的関係：該当事項はありません。 取引関係：当社に対して貸付金債権（元本総額 2,688,755,143 円）を有しております。 関連当事者への該当状況：当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近 3 年間の財務 状態及び経営成績	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
純資産	17,937 千円	32,835 千円	82,054 千円
総資産	5,117,742 千円	5,122,085 千円	5,319,927 千円
1 株当たり純資産	358.76 円	656.72 円	1,641.09 円
売上高	110,936 千円	110,966 円	114,414 千円
経常利益	5,449 千円	14,897 千円	49,218 千円
1 株当たり当期純利益	108.99 円	297.95 円	984.37 円
⑮ その他	当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力との交流を持っている事実の有無について、第三者機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台 3-2-1）へ調査を依頼した結果、割当予定先であるセンチュリー社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨の報告を受けております。また、センチュリー社は、当社との間で締結した平成 29 年 5 月 29 日付確認書において、センチュリー社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨を表明保証しております。以上を踏まえ、当社は、割当予定先であるセンチュリー社につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。		

(注) 上記⑭は、平成 29 年 6 月 1 日の直物為替相場 1 米国ドル=110.97 円で円貨に換算しております。

① 名称	Long Wing Holdings Limited		
② 本店の所在地	14F, Winfull Commercial Building, 172-176 Wing Lok Street Sheung Wan, Hong Kong		
③ 代表者の役職・氏名	Director CHAN, Kai Lee Kelly		
④ 事業内容	事業会社への投資		
⑤ 資本金	50,000.00 米国ドル		
⑥ 設立年月日	平成 25 年 1 月 2 日		
⑦ 発行済株式数	50,000 株		
⑧ 決算期	12 月		
⑨ 従業員数	2 名		
⑩ 主要取引先	—		
⑪ 主要取引銀行	HSBC 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	CHAN, Kai Lee Kelly 100%		
⑬ 当社との関係	資本関係：該当事項はありません。 人的関係：該当事項はありません。 取引関係：当社に対して貸付金債権（元本総額 2,687,236,890 円）を有しております。 関連当事者への該当状況：当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近 3 年間の財務 状態及び経営成績	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
純資産	9,128 千円	8,853 千円	10,789 千円
総資産	4,906,949 千円	4,916,292 千円	5,139,104 千円
1 株当たり純資産	182.57 円	177.06 円	215.80 円
売上高	6,247 千円	4,417 千円	5,678 千円
経常利益	1,284 千円	△274 千円	1,936 千円
1 株当たり当期純利益	25.69 円	△5.49 円	38.73 円
⑮ その他	当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力との交流を持っている事実の有無について、第三者機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台 3-2-1）へ調査を依頼した結果、割当予定先であるロンウィン社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨の報告を受けております。また、ロンウィン社は、当社との間で締結した平成 29 年 5 月 29 日付確認書において、ロンウィン社並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨を表明保証しております。以上を踏まえ、当社は、割当予定先であるロンウィン社につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。		

(注) 上記⑭は、平成 29 年 6 月 1 日の直物為替相場 1 HK\$=14.24 円で円貨に換算しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成28年5月、中国深圳市政府から、当社の子会社である皇冠電子の敷地内に道路建設を行うための用地回収の要請を受けたため、従来進めてきた不動産再開発構想を道路建設と併せて進めることとし、資金調達を円滑に進めるため財務内容の改善を図る施策の検討を開始いたしました。その後、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」「(2) 現物出資の目的となる債権」記載のとおり、当社は、同年12月頃、アジアン・スカイ社より、当社がロンウィン社に対して有していた貸付金債権（元本総額2,687百万円）の譲受けの申入れを受け、また、平成29年1月頃、キロパワー社から当社がセンチュリー社に有していた貸付金債権（元本総額2,688百万円）の譲受けの申入れを受けました。かかる申入れの検討を行う中で、両債権の反対債務にあたる、当社がロンウィン社に対して負担する借入債務（元本総額2,687百万円）及び当社がセンチュリー社に対して負担する借入債務（元本総額2,688百万円）の解消方法として、同年1月以降、DESによる本第三者割当増資の検討を進めておりました。その後、アジアン・スカイ社及びキロパワー社による上記債権の譲受けにあたっては、債務者であるセンチュリー社及びロンウィン社の同意が必要であったため、同年3月以降、かかる同意取得に向けて両社との間で協議を行っていたところ、同年4月初旬、両社から当社に対し、当該債権譲渡への同意とあわせ、両社が当社に対して保有する各貸付金債権に関するDESの打診がありました。センチュリー社及びロンウィン社からかかる打診を受けて具体的に検討を進めた結果、当社は、アジアン・スカイ社及びキロパワー社への債権譲渡を実行しつつDESを行うことが当社にとって望ましい財務施策であると判断し、同年4月10日にロンウィン社に対する貸付金債権をアジアン・スカイ社へ及びセンチュリー社に対する貸付金債権をキロパワー社へ譲渡した後、同年4月下旬に、センチュリー社及びロンウィン社に対しDESによる第三者割当増資の引受けを依頼しました。

センチュリー社及びロンウィン社は、深圳市に近い香港の投資事業会社であり、当社グループが推進する深圳市における不動産開発についても理解しており、本第三者割当増資について交渉を重ねる中で、当社の現在の経営状況や今後の事業戦略等につきましても理解を示していただきました。

その結果、センチュリー社及びロンウィン社の当社に対する金銭債権のうち、それぞれ2,422,100,000円に相当する部分の現物出資（DES）の方法により、第三者割当増資による新株式の割当を引き受けることに同意いただきました。

なお、引き受けの対象となった債権の詳細につきましては、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」「(2) 現物出資の目的となる債権」に記載のとおりであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるセンチュリー社及びロンウィン社からは、引受後、主要株主として長期的に保有する意向である旨、また、役員等の派遣による経営参加は予定していない旨を口頭にて確認しております。なお、同社から、払込期日より2年以内に割当

新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を入手する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資（DE S）によるものであるため、金銭の払込みはありません。本第三者割当増資における現物出資財産である、割当先の当社に対する金銭債権の実在性及びその残高につきましては、当社の会計帳簿により確認いたしました。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

第三者割当前			第三者割当後		
氏名又は名称	所有株式数 (千株)	所有株式 数の割合 (%)	氏名又は名称	所有株式数 (千株)	所有株式 数の割合 (%)
㈱クラウンユニテッド	5,498	28.32	㈱クラウンユニテッド	5,498	18.32
パシフィックステート ホールディングスリミ テッド	3,880	19.98	センチュリー パラマ ウント リミテッド	5,300	17.65
アジアンスカイインベ ストメンツリミテッド	2,070	10.66	ロンウィン ホールデ ィングス リミテッド	5,300	17.65
キロパワーリミテッド	1,024	5.27	パシフィックステート ホールディングスリミ テッド	3,880	12.92
サイノブライトリミテ ッド	530	2.72	アジアンスカイインベ ストメンツリミテッド	2,070	6.89
フォーチュンスプラ イトホールディングス リミテッド	500	2.57	キロパワーリミテッド	1,024	3.41
ハムフォードオーバ ーシーズリミテッド	488	2.51	サイノブライトリミテ ッド	530	1.76
アトランティックジャ ンボリミテッド	325	1.67	フォーチュンスプラ イトホールディングス リミテッド	500	1.66
KGI ASIA LIMITED- CLIENT ACCOUT	208	1.07	ハムフォードオーバ ーシーズリミテッド	488	1.62
日本証券金融株式会社	160	0.82	アトランティックジャ ンボリミテッド	325	1.08
計	14,683	75.63	計	24,915	83.01

- (注) 1 所有株式数は、平成29年3月31日時点の株主名簿を基準として記載しております。
2 所有株式数の割合は、平成29年3月31日現在の発行済株式総数に本第三者割当増資により発行される株式数10,600,000株を加算した株式数30,014,943株を分母として計算し、少数点第3位を切り捨てております。

8. 今後の見通し

現時点において、本第三者割当増資が当社の業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続き

上記「2. 募集の目的及び理由」「(2) 株式の希薄化による株主に対する影響」に記載のとおり、本第三者割当増資による希薄化率は、平成29年3月31日現在の総議決権数に対し54.63%となります。そのため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認に係る手続きとして、平成29年6月29日開催予定の当社第6回定時株主総会において、本第三者割当増資について、当該株主総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数による承認を得ることを本第三者割当増資実施の条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益（百万円）	2,245	1,365	1,235
営業利益（百万円）	514	628	723
経常利益（百万円）	510	382	733
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	1,404	614	376
1株当たり当期純利益（円）	90.41	39.53	22.54
1株当たり純資産額（円）	311.17	352.52	375.43
1株当たり配当金（円）	無配	無配	無配

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

当社は、平成28年11月24日開催の取締役会の決議に基づき、下記の第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式の発行を行っております。

① 第三者割当増資の概要

(a) 発行新株式数	普通株式 3,880,000株
(b) 発行価額	発行価額 1株につき477円 発行価額の総額 1,850,760,000円 上記の金額は、全て現物出資（D E S）の払込方法によるものであります。
(c) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	資本金 1株につき238円50銭 総額 925,380,000円 資本準備金 1株につき238円50銭 総額 925,380,000円
(d) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(e) 申込期間	平成28年12月12日
(f) 払込期日	平成28年12月12日
(g) 割当先及び割当株式数	Pacific State Holdings Limited 3,880,000株
(h) 現物出資財産の内容	Pacific State Holdings Limitedが当社に対して有する貸付金元本債権（総額2,320,180,120円）のうち、1,850,760,000円に相当する部分

② 当該第三者割当増資による資本金の額及び発行済株式総数の推移

(a) 当該第三者割当増資による資本金の額の推移

増資前の資本金の額	2,000,000,000円
増加する資本金の額	925,380,000円
増資後の資本金の額	2,925,380,000円

(b) 当該第三者割当増資による発行済株式総数の推移

増資前の発行済株式総数	15,534,943株
増加する株式数	3,880,000株
増資後の発行済株式総数	19,414,943株

(3) 最近の3決算期末における株価及び直近6ヶ月の株価の推移

① 最近の3決算期末における株価

	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
始値	260	525	496
高値	1,669	885	501
安値	232	276	477
終値	534	384	497

※ 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 直近6ヶ月の株価の推移

	平成28年 11月	平成28年 12月	平成29年 1月	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月
始値	529	506	513	493	496	487
高値	535	584	520	520	501	512
安値	464	493	494	483	477	455
終値	498	513	495	493	497	491

※ 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

11. 発行要項

- (1) 発行する募集株式の数 普通株式 10,600,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 1 株につき 457 円
- (3) 払込金額の総額 4,844,200,000 円
 上記金額は、全て下記(4)の現物出資（DES）の払込
 方法によるものとする。
- (4) 現物出資財産の内容及び価額
 センチュリー社が当社に対して有する貸付金元本債権（総額
 2,688,755,143 円）のうち 2,422,100,000 円に相当する部分及びロンウ
 ィン社が当社に対して有する貸付金元本債権（総額 2,687,236,890 円）
 のうち 2,422,100,000 円に相当する部分（詳細については、上記「3.
 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 現物出資の目的と
 なる債権」をご参照下さい。）
 当該財産の価額：2,422,100,000 円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 増加する資本金 2,422,100,000 円
 増加する資本準備金 2,422,100,000 円
- (6) 申込期日 平成 29 年 7 月 5 日
- (7) 払込期日 平成 29 年 7 月 5 日
- (8) 募集株式の割当方法及び割当予定先
 第三者割当の方法により、募集株式をセンチュリー社及びロンウ
 ィン社にそれぞれ 5,300,000 株ずつ割り当てる。
- (9) その他
 ①上記のほか、募集株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取
 締役社長に一任する。
 ②本第三者割当増資は、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会において、本
 第三者割当増資に関する議案が、当該株主総会に出席した株主の議決権の過半数
 により承認されること、及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件と
 する。

II 主要株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資の実施により、当社の主要株主及びその他の関係会社に異動が生じる見込みです。具体的には、本第三者割当増資の割当先であるセンチュリー社及びロンウィン社が、新たに当社の主要株主となる見込みです。また、主要株主であるアジアン・スカイ・インベストメンツ・リミテッドは、主要株主ではなくなり、株式会社クラウンユナイテッドは、その他の関係会社ではなくなる見込みです。

2. 異動が生じる予定の株主の概要

(1) 新たに主要株主に該当することとなる株主（センチュリー社及びロンウィン社）の概要は、上記「I 第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式の発行」 「6. 割当予定先の選定理由 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりです。

(2) 主要株主に該当しなくなる株主（アジアン・スカイ・インベストメンツ・リミテッド）の概要

① 名称	アジアン・スカイ・インベストメンツ・リミテッド (ASIAN SKY INVESTMENTS LIMITED)
② 所在地	42 Cameron Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
③ 代表者の役職・氏名	取締役 (Director) ウォン・ミン・ユン・スティーブン (Wang Ming Yung Stephen)
④ 事業内容	投資顧問業
⑤ 資本金	50,000.00米ドル (5,548,500円)

(注) 上記⑤は、平成29年6月1日の直物為替相場 1米ドル=110.97円で円貨に換算しております。

(3) その他の関係会社に該当しなくなる株主（株式会社クラウンユナイテッド）の概要

① 名称	株式会社クラウンユナイテッド
② 所在地	東京都大田区大森北一丁目23番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮越邦正
④ 事業内容	投資事業
⑤ 資本金	10百万円
⑥ 設立年月日	昭和43年7月26日
⑦ 純資産	△8,620百万円
⑧ 総資産	14,796百万円
⑨ 大株主及び持株比率	当社株式 5,498千株 持株比率(本第三者割当実施後) 18.32%
⑩ 当社との関係	資本関係：当社普通株式 5,498,966 株を所有しております。 取引関係：該当事項はありません。 人的関係：取締役 2名が当社の取締役を兼任しております。

3. 主要株主の異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) アジアン・スカイ・インベストメンツ・リミテッド

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	20,700 個 (2,070,000 株)	10.66%	3 位
異動後	同 上	6.89%	5 位

(2) センチュリー社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	—	—	—
異動後	53,000 個 (5,300,000 株)	17.66%	2 位

(3) ロンウィン社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	—	—	—
異動後	53,000 個 (5,300,000 株)	17.66%	2 位

※異動後の総株主の議決権の数に対する割合の計算においては、平成 29 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（194,029 個）に、本第三者割当増資により発行される株式に係る議決権の数（106,000 個）を加算した個数（300,029 個）を分母として計算し、小数点第 3 位を切り捨てております。

4. その他の関係会社の異動前後における株式会社クラウンユナイテッドの所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属 性	議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合		
		直接所有分	合算対象分	合 計
異動前	その他の関係会社	54,989 個 (5,498,966 株) 28.34%	—	54,989 個 (5,498,966 株) 28.34%
異動後	—	54,989 個 (5,498,966 株) 18.32%	—	54,989 個 (5,498,966 株) 18.32%

※異動後の総株主の議決権の数に対する割合の計算においては、平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数（194,029 個）に、本第三者割当増資により発行される株式に係る議決権の数（106,000 個）を加算した個数（300,029 個）を分母として計算し、小数点第3位を切り捨てております。

5. 異動予定年月日

平成29年7月5日

6. 今後の見通し

本異動による業績に与える影響はありませんが、本第三者割当増資による業績に与える影響は、上記「I 第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式の発行」「8. 今後の見通し」に記載のとおりであります。

以上